

## 『R6－R8災害時における災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の信頼性・社会性で「地域への貢献(災害協定等)」の項目で加算評価されます。

また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務(防災訓練を除く)を行うと「地域への貢献(災害活動実績)」の項目に加算評価されます。

令和6年1月24日

国土交通省関東地方整備局  
長野国道事務所長 小澤知幸

### 記

#### 1. 協定の概要

- (1) 名称 R6－R8災害時における災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務等を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 「道路構造物関連」及び「電気・機械設備関連」それぞれの分野で公募する。「道路構造物関連」においては設定した協定実施区間毎に協定締結を行う。協定等資料は以下のとおりとする。
- ・協定(案)(道路構造物関連) : 別添資料①
  - ・協定(案)(道路構造物関連(造園工事实績)) : 別添資料②
  - ・協定(案)(電気・機械設備関連) : 別添資料③
  - ・道路構造物関連協定実施区間及び区間図 : 別添資料④
  - ・技術資料(記入例) : 別添資料⑤
- (4) 期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2. 応募資格

### 【Ⅰ. 道路構造物関連】

#### 及び【Ⅱ. 道路構造物関連(造園工事実績)】

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 長野県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成20年4月1日以降に、長野県内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事のいずれかで、受注金額が500万円以上の施工実績を有すること。(共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 【Ⅲ. 電気・機械設備関連】

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のいずれかに認定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長(以下「局長」という。)が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 長野県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成20年4月1日以降に、長野県内で元請けとして完成・引渡し完了した、電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のいずれかで、受注金額が500万円以上の施工実績を有すること。(共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

技術審査における審査項目は次のとおりとする。

【Ⅰ. 道路構造物関連】

及び【Ⅱ. 道路構造物関連(造園工事实績)】

- (1)災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況(他の行政機関も含む)【様式1】
- (2)協力要請時に確保可能な建設機械等の状況【様式2】
- (3)協力要請時の人員配置及び参集場所状況【様式3】
- (4)災害時における出動実績の状況  
(地震や台風等の状況把握又は災害応急対策工事など) 【様式4】

(5) 上記2.【Ⅰ. 道路構造物関連】 【Ⅱ. 道路構造物関連(造園工事实績)】(5)における工事の施工実績【様式5】

- (6)協定締結希望区間と希望理由【様式6】
- (7)区間図(技術資料補足図面)【様式9】

【Ⅲ. 電気・機械設備関連】

- (1)災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況(他の行政機関も含む)【様式1】
- (2)協力要請時の人員配置状況及び参集場所状況【様式7】
- (3)災害時における出動実績の状況  
(地震や台風等の状況把握又は災害応急対策工事など) 【様式4】
- (4)上記2.【Ⅲ. 電気・機械設備関連】(5)における工事の施工実績【様式5】
- (5)業務対応できる設備状況【様式8】

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目は次のとおりとする。

【Ⅰ. 道路構造物関連】

及び【Ⅱ. 道路構造物関連(造園工事实績)】

審査項目	審査の着目点
1)災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況 【様式1】	協定または契約の締結合計数と長野国道事務所への協力の優先順位を審査することとし、他機関からの協力要請と重複した場合における長野国道事務所への最優先協力を行うものを優位とする。
2)協力要請時に確保可能な建設機械等の状況 【様式2】	建設機械の保有及び手配数量(自社→協力会社→長期リース→通常リース→資材提供協定)を審査することとし、災害時に必ず手配できる建設機械台数等の自社保有率が高いものを優位とする。 (参考) ・クレーン類:ホイールクレーン、ラフタークレーン等 ・運搬機械:ダンプ、トラック、トレーラー、フォークリフト、給油車等 ・掘削機械:バックホウ、ショベル、ブルドーザー等 ・除雪機械:グレーダー、除雪ローラー等

<p>3)協力要請時の人員配置及び参集場所状況 【様式3】</p>	<p>技術者、作業員、オペレーターの出動可能人数(自社、協力会社含む)を審査することとし、出動可能人数の合計人数が多いものを優位とする。</p>
<p>4)協力要請時の人員配置及び参集場所状況 【様式3】</p>	<p>災害時に出勤可能な技術者の1級または2級土木施工管理技士の資格保有技術者数を審査することとし、資格保有技術者数の合計人数が多いものを優位とする。</p>
<p>5)災害時における出勤実績の状況 【様式4】</p>	<p>平成20年4月1日以降に災害協定または契約により出勤した実績の有無を審査することとし、長野県内、長野県外の順に優位とする。</p>
<p>6)工事の施工実績 【様式5】</p>	<p>① 平成20年4月1日以降に長野県内で元請けとして完成・引渡し完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事または造園工事の施工実績の発注機関を審査することとし国(特殊法人等を含む。)、長野県、長野県内市町村の順に優位とする。 ②工事实績が無い場合は協定を締結しない。</p>
<p>7)協定締結希望区間と希望理由 【様式6】</p>	<p>① 協定締結希望区間の希望理由を参考のうえ協定区間を選定するものとする。なお、造園工事の施工実績にて応募する場合は、希望区間を管理する出張所管理区間を協定区間とする。 ② 選定されたものに1区間毎選定した後に、未選定区間がある場合は、2区間目の選定を行うこととし、再選定することとする。</p>

【Ⅲ. 電気・機械設備関連】

審査項目	審査の着目点
<p>1)災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況 【様式1】</p>	<p>協定または契約の締結合計数と長野国道事務所への協力の優先順位を審査することとし、他機関からの協力要請と重複した場合における長野国道事務所への最優先協力を行うものを優位とする。</p>
<p>2)協力要請時の人員</p>	<p>技術者、作業員の出動可能人数(自社、協力会社含む)を審査</p>

配置及び参集場所状況 【様式7】	することとし、出勤可能人数の合計人数が多いものを優位とする。
3)災害時における出勤実績の状況 【様式4】	平成20年4月1日以降に災害協定または契約により出勤した実績の有無を審査することとし、長野県内、長野県外の順に優位とする。
4)工事の施工実績 【様式5】	① 平成20年4月1日以降に長野県内で元請けとして完成・引渡し完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事の施工実績の発注機関を審査することとし、国(特殊法人等を含む。)、長野県、長野県内市町村の順に優位とする。 ②工事实績が無い場合は協定を締結しない。
5)業務対応できる設備状況 【様式8】	業務対応可能な設備状況を審査することとし、対応可能な対象設備区分数が多いものを優位とする。

## 5. 協定締結者の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりとする。

### 【Ⅰ. 道路構造物関連】

#### 及び【Ⅱ. 道路構造物関連(造園工事实績)】

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。
- (2) 協定区間は、審査項目の7)協定締結希望区間と希望理由を参考のうえ決定する。
- (3) 協定締結希望者がある区間に集中した場合は、審査項目の2)協力要請時に確保可能な建設機械等の状況、ならびに、3)協力要請時の人員配置及び参集場所状況の内容を勘案して第2希望等へ割り振るか、または近隣の協定締結希望者がいない協定区間への割り振りについて協議を行う。なお、協議が不調となった場合は、協定締結はしないものとする。
- (4) 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、予定する協定区間を変更、または審査項目の2)協力要請時に確保可能な建設機械等の状況、ならびに、3)協力要請時の人員配置及び参集場所状況の内容を勘案し、複数区間を担当してもらう場合もある。
- (5) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。(令和6年2月中旬頃を予定)

### 【Ⅲ. 電気・機械設備関連】

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選

定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。

- (2) 電気・機械設備関連の協定締結者は、担当工区は設定せず、長野国道事務所管内全域を対象とする。
- (3) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。(令和6年2月下旬頃を予定)

## 6. 手続等に関する事項

### (1) 担当部局

〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰145  
国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所 管理第二課  
TEL 026-264-7008(管理第二課直通)  
FAX 026-264-7041(管理第二課直通)

### (2) 交付期間、場所及び方法

#### 1) 交付期間:

令和6年1月24日(水)から令和6年2月13日(火)まで。

#### 2) 交付場所及び方法:

長野国道事務所ホームページからダウンロードにより、資料一式を入手すること。  
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/nagano/index.html>)

### (3) 技術資料の受付期間並びに提出場所及び方法

#### 1) 受付期間:

令和6年1月24日(水)から令和6年2月13日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで。

#### 2) 提出場所:

上記(1)に同じ。

#### 3) 提出方法:

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)による。

### (4) 応募者と協定締結区間に関する協議

令和6年3月中旬

### (5) 協定締結者への通知

通知方法協定締結者へは郵送により選定通知書をもって通知する。(令和6年3月下旬発送予定)

## 別添資料①

### R6-R8 災害時における災害応急対策業務に関する協定（案） （道路構造物関連）

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長小澤知幸（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における長野国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条 目的

この協定は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

#### 第2条 協力要請

甲は、長野国道事務所所管施設等に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、業務の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

#### 第3条 業務内容

甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。

##### ①緊急点検（パトロール）

所管施設等に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

##### ②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

##### ③道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

#### ④応急復旧

被災施設の機能を確保するため、各被災箇所の状況に応じた応急復旧作業を実施する。

#### ⑤道路除雪

異常気象による豪雪時の道路除雪等を行い、通行確保を図る。

#### ⑥防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

### 第4条 業務の実施区間

業務の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇号

〇〇 ～ 〇〇 L=〇〇. 〇 km

- 2 災害の状況により、甲は乙に対し、上記で規定する区間以外についても業務を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。

### 第5条 建設機械等の報告

乙は、あらかじめ業務の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により甲へ報告するものとする。

- 2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ書面により報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

### 第6条 建設資機材等の提供

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

### 第7条 業務の出動要請

甲は乙に対し第2条に基づき業務を出動要請する場合は、以下のとおりとする。

- ①甲は乙に対し業務の出動要請する場合は書面又は電話等の方法によるものとする。
- ②気象庁震度計において震度6弱以上の震度を観測した場合、又は気象庁による震度情報の発表を確認した場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙は出動するものとする。
- ③甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。

- ④乙は、出勤した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

#### 第8条 契約の締結

甲は、第7条に基づき、乙に出勤要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

- 2 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

#### 第9条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

#### 第10条 業務の指示

業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第7条による甲の出勤要請が不可能な場合は乙の判断により業務を行うことができるものとする。

- 2 前項の乙の判断により業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

#### 第11条 業務の実施報告

乙は、第7条に基づく出勤要請があった場合は、直ちに出勤し業務を実施するものとする。

- 2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。
- 3 緊急点検（パトロール）については、甲の指定する日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）に記載し、出張所長に提出するものとする。

#### 第12条 業務の完了

乙は業務が完了したときは、直ちに出張所長へ書面により報告するものとする。

#### 第13条 費用の請求

乙は業務の完了後、当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

#### 第14条 費用の支払

甲は第8条により締結した契約に基づき請求の提出を受けたときは、内容を精査し第8条に基づき支払うものとする。

#### 第15条 第三者に及ぼした損害

業務の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

2 甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

#### 第16条 訓練等への参加

乙は、甲が主催する訓練等に、甲からの参加要請があった場合は参加するものとする。

なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

#### 第17条 身分証明書の携帯

第3条③道路啓開にあたり、災害対策基本法に基づく対応を行う場合は甲が発行する身分証明書を携帯し、必要に応じ提示するものとする。

#### 第18条 緊急車両事前確認の申出

本協定締結後、協定内容の実施にあたり、「緊急道路指定区間」への立ち入りを考慮し、乙（私有車両除く）が保有している車両について可能な限り「緊急通行車両として事前確認の申出」を行い標章及び証明書の交付を受けるものとする。その交付を受けた場合は登録状況を甲に報告するものとする。

#### 第19条 有効期限

この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲・乙の協議により有効期限を変更することができる。

#### 第20条 その他

この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定に基づく防災訓練は、総合評価落札方式の地域への貢献度という災害活動実績には認めないものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
長野国道事務所長 小澤 知幸 印

乙 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

## 別添資料②

### R6-R8 災害時における災害応急対策業務に関する協定（案） （道路構造物関連（造園工事实績））

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長小澤知幸（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における長野国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条 目的

この協定は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

#### 第2条 協力要請

甲は、長野国道事務所所管施設等に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、業務の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

#### 第3条 業務内容

甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。

##### ①緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

##### ②道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道建物や電柱等の障害物除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、路上放置車両の移動等を実施する。

##### ③応急復旧

被災施設の機能を確保するため、各被災箇所の状況に応じた応急復旧作業を実施する。

#### ④防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。

#### 第4条 業務の実施区間

業務の実施区間は、長野国道事務所〇〇出張所管内とする。

- 2 災害の状況により、甲は乙に対し、上記で規定する区間以外についても業務を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。

#### 第5条 建設機械等の報告

乙は、あらかじめ業務の実施に必要な組織及び稼働可能な建設機械並びに使用可能な資材、労力（以下「建設資機材等」という。）の数量等を把握し、書面により甲へ報告するものとする。

- 2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は、甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに甲へ書面により報告するものとする。
- 3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

#### 第6条 建設資機材等の提供

甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、相互に建設資機材等を提供するものとする。

#### 第7条 業務の出動要請

甲は乙に対し第2条に基づき業務を出動要請する場合は、以下のとおりとする。

- ①甲は乙に対し業務の出動要請する場合は書面又は電話等の方法によるものとする。
- ②乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

#### 第8条 契約の締結

甲は、第7条に基づき、乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

- 2 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

#### 第9条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の

申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

#### 第10条 業務の指示

業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

#### 第11条 業務の実施報告

乙は、第7条に基づく出勤要請があった場合は、直ちに出勤し業務を実施するものとする。

- 2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

#### 第12条 業務の完了

乙は業務が完了したときは、直ちに出張所長へ書面により報告するものとする。

#### 第13条 費用の請求

乙は業務の完了後、当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

#### 第14条 費用の支払

甲は第8条により締結した契約に基づき請求の提出を受けたときは、内容を精査し第8条に基づき支払うものとする。

#### 第15条 第三者に及ぼした損害

業務の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- 2 甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

#### 第16条 訓練等への参加

乙は、甲が主催する訓練等に、甲からの参加要請があった場合は参加するものとする。

なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

#### 第17条 身分証明書の携帯

第3条②道路啓開にあたり、災害対策基本法に基づく対応を行う場合は甲が発

行する身分証明書を携帯し、必要に応じ提示するものとする。

#### 第18条 緊急車両事前確認の申出

本協定締結後、協定内容の実施にあたり、「緊急道路指定区間」への立ち入りを考慮し、乙（私有車両除く）が保有している車両について可能な限り「緊急通行車両として事前確認の申出」を行い標章及び証明書の交付を受けるものとする。その交付を受けた場合は登録状況を甲に報告するものとする。

#### 第19条 有効期限

この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、甲・乙の協議により有効期限を変更することができる。

#### 第20条 その他

この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

- 2 この協定に基づく防災訓練は、総合評価落札方式の地域への貢献度でいう災害活動実績には認めないものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
長野国道事務所長 小澤 知幸 印

乙 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

## 別添資料③

### R6－R8 災害時における災害応急対策業務に関する協定（案） （電気・機械設備関連）

国土交通省関東地方整備局長野国道事務所長小澤知幸（以下「甲」という。）と〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における長野国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### 第1条 目的

この協定は、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

#### 第2条 協力要請

甲は、長野国道事務所所管施設等に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、業務の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

#### 第3条 業務内容

甲が乙に対し要請を行う業務の内容は、以下のとおりである。

##### ①緊急点検

所管施設等に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

##### ②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

##### ③応急復旧

被災施設の機能を確保するため、各被災箇所の状況に応じた応急復旧作業を実施する。

##### ④防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検及び甲乙間の情報連絡訓練等を行

うものとする。

#### 第4条 業務の実施区間

業務の実施区間は、長野国道事務所管内とする。

- 2 災害の状況により、甲は乙に対し、上記で規定する区間以外についても業務を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。

#### 第5条 業務の出動要請

甲は乙に対し第2条に基づき業務を出動要請する場合は、以下のとおりとする。

- ①甲は乙に対し業務の出動要請する場合は書面又は電話等の方法によるものとする。
- ②甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- ③乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

#### 第6条 契約の締結

甲は、第5条に基づき、乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

- 2 乙は、契約締結にあたっては、法定外の労災保険に付さなければならないものとする。

#### 第7条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情等が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの事実や情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

#### 第8条 業務の指示

業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第5条による甲の出動要請が不可能な場合は乙の判断により業務を行うことができるものとする。

- 2 前項の乙の判断により業務を行った場合においては、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

#### 第9条 業務の実施報告

乙は、第5条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し業務を実施する

ものとする。

- 2 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間・体制及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

#### 第10条 業務の完了

乙は業務が完了したときは、直ちに出張所長へ書面により報告するものとする。

#### 第11条 費用の請求

乙は業務の完了後、当該業務に要した費用を第6条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

#### 第12条 費用の支払

甲は第6条により締結した契約に基づき請求の提出を受けたときは、内容を精査し第6条に基づき支払うものとする。

#### 第13条 第三者に及ぼした損害

業務の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、その損害の内、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- 2 甲、乙双方の責に帰すべからずものにより、第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

#### 第14条 訓練等への参加

乙は、甲が主催する訓練等に、甲からの参加要請があった場合は参加するものとする。

なお、参加に伴う費用は乙が負担するものとする。

#### 第15条 身分証明書の携帯

第3条③応急復旧にあたり、災害対策基本法に基づく対応を行う場合は甲が発行する身分証明書を携帯し、必要に応じ提示するものとする。

#### 第16条 緊急車両事前確認の申出

本協定締結後、協定内容の実施にあたり、「緊急道路指定区間」への立ち入りを考慮し、乙（私有車両除く）が保有している車両について可能な限り「緊急通行車両として事前確認の申出」を行い標章及び証明書の交付を受けるものとする。その交付を受けた場合は登録状況を甲に報告するものとする。

#### 第17条 有効期限

この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。  
ただし、甲・乙の協議により有効期限を変更することができる。

#### 第18条 その他

この協定に定めのない事項又は、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定に基づく防災訓練は、総合評価落札方式の地域への貢献度でいう災害活動実績には認めないものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年3月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
長野国道事務所長 小澤 知幸 印

乙 ○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ 印

「R6-R8災害時における災害応急対策業務に関する協定」区間設定

区間	管理出張所	路線	起点 交差点名(目標名) (Kp)		終点 交差点名(目標名) (Kp)		区間延長 (km)	備考		
①	中部横断自動車道	E52	小諸御影料金所	0.500	佐久南IC	7.800	7.3			
②			佐久南IC	7.800	佐久臼田IC	15.500	7.7			
③			佐久臼田IC	15.500	八千穂高原IC	22.400	6.9			
④	上田	R18	(高崎河川国道管理境)	45.060	追分	53.540	8.4			
⑤			追分	53.540	平原	63.150	9.6			
⑥			平原	63.150	牧家	72.950	9.7			
⑦			牧家	72.950	大屋	79.980	7.0			
⑧			大屋	79.980	上塩尻東	89.200	9.1			
⑨			上塩尻東	89.200	(坂城町・千曲市境)	98.510	9.3			
⑩			上沖(上田BP)	81.800	小網(上田坂城BP)	94.100	12.3			
⑪			長野	R19	(坂城町・千曲市境)	98.510	杭瀬下	105.950	7.4	10.1
⑫					八幡上町(坂城更埴BP)	104.050	治田小学校東(坂城更埴BP)	106.800	2.8	
⑬					杭瀬下	105.950	南長野運動公園	113.500	7.1	
⑭-1	南長野運動公園	113.500			西尾張部	122.900	9.4	10.9		
⑭-2	西尾張部	122.900			柳原北	127.100	4.2			
⑮	中御所	266.710			西尾張部	271.120	4.4			
⑯	(県道372号交差点部)	—			柳原北	127.100	2.3			
⑰	柳原北	127.100			浅野	135.050	8.0			
⑱	浅野	135.050			普光寺	142.870	7.8			
⑲	普光寺	142.870			古間	151.770	8.9			
⑳	古間	151.770	(高田河川国道管理境)	159.380	7.1	7.8				
㉑	(「道の駅しなの」前)(野尻BP)	154.640	信濃町IC入口	155.340	0.7					
㉒	新町	R19	(新山清路橋北)	226.060	(道の駅大岡)	235.800	9.6			
㉓			(道の駅大岡)	235.800	奈津女橋	245.300	9.4			
㉔			奈津女橋	245.300	笹平トンネル西	254.900	9.5			
㉕			笹平トンネル西	254.900	中御所	266.710	11.4			
㉖			小松原トンネル西(長野南BP)	260.500	大塚南(長野南BP)	267.350	6.9			
㉗	松本	R19	高出	181.030	平田	190.100	9.1			
㉘			平田	190.100	平瀬口	198.200	8.1			
㉙			平瀬口	198.200	塔ノ原	207.940	9.7			
㉚			塔ノ原	207.940	(池沢トンネル北)	216.700	8.7	15.8		
㉛			(池沢トンネル北)	216.700	(新山清路橋北)	226.060	7.1			
㉜	(岡谷・塩尻市境)	213.300	高出	221.900	8.6					
㉝	岡谷	R20	(甲府河川国道管理境)	172.820	富士見峠	181.700	8.9			
㉞			富士見峠	181.700	のぞみ大橋	189.800	8.1			
㉟-1			のぞみ大橋	189.800	茅野	192.600	2.9	9.3		
㊱-2			茅野	192.600	四賀南神戸	195.650	3.2			
㊱-3			中河原北(諏訪BP)	193.400	飯島(諏訪BP)	196.600	3.2			
㊲			四賀南神戸	195.650	大社通り	204.600	9.0			
㊳			大社通り	204.600	(岡谷・塩尻市境)	213.300	8.7	11.6		
㊴			湖北トンネル南(下諏訪岡谷BP)	206.400	20号バイパス入口(下諏訪岡谷BP)	209.300	2.9			
37 区間							合計km	302.3		

1) 長野東BP供用開始に伴い1区間追加、全37区間

2) 造園工事実績の協定区間は6出張所の6区間(松本国道出張所区間には、あづみの公園を含む)

3) 電気・機械設備関連は管内1区間



# 技術資料（記入例） 別添資料⑤

技術資料表紙（赤字の記入例を消去して黒字で記入下さい。）

（用紙A4）

令和6年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局  
長野国道事務所長 小澤 知幸 殿

住所 〒〇〇〇—〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
代表者 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長  
〇 〇 〇 〇

印

「R6—R8災害時における災害応急対策業務に関する協定」に参加したく技術資料を提出します。  
なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと  
並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。  
問い合わせ先は下記のとおりです。

## 記

1. 参加申請部門 : I. 道路構造物関連  
(いずれかの部門) II. 道路構造物関連(造園工事实績)  
III. 電気・機械設備関連

### 2. 問い合わせ先

担当者氏名 : 〇 〇 〇 〇  
担当者所属 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課  
住所 : 〇〇県〇〇市〇〇番  
電話番号 : 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇(代) [(内)〇〇〇〇]  
FAX番号 : 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇  
E-mail : 〇〇〇〇〇〇.jp

### 3. 本店等所在地

名称 : 〇 〇 〇 〇  
住所 : 〇〇県〇〇市〇〇番  
電話番号 : 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇(代)

※注：本店等所在地とは、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載した所在地。

技術資料（記入例） 別添資料⑤

様式1（赤字の記入例を消去して黒字で記入下さい。）

（用紙A4）

R6－R8災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況

会社名： ○○○○株式会社

- 他機関と協定または契約を締結している場合は、下表にすべて記入すること。
- 長野国道事務所からの協力要請が他機関からの要請と重なった場合の優先順位を記入すること。

通し 番号	優先 順位	協定・契約の別	名 称	締結機関名	有効期間
	2	○ 協 定 契 約	<今回協定> 「災害時における災害応急対策業務 に関する協定」	長野国道事務所	<予定期間> 令和6年3月31日まで
1	3	○ 協 定 契 約	○○○災害協定	○○県	○年○月まで
2	4	○ 協 定 契 約	○○○災害に関する契約	○○市	○年○月まで
3	1	○ 協 定 契 約	○○○災害協定	○○市	○年○月まで
		協 定 契 約			
		協 定 契 約			

- ※注) 実績として記載した協定書または契約書の写しを提出すること。  
 ※注) 上表の協定・契約の別欄は、該当項目に「○」を記入すること。  
 ※注) 上表に記載しきれない場合は、適宜挿入のこと。

- 他機関からの協力要請が重なった場合であっても長野国道事務所に協力可能な理由及び体制を記載する。  
 （上記で他機関等で協定又は契約を締結している場合に記載する。）

（例）  
 ・災害応急対策の協定を締結している○○市は当社本店の所在地であり、また○○市は主な請負先であることから、最優先で人員・資機材の協力を行いたい。しかし、当社は長野県内○○地域の複数の協力会社と提携契約しており、当該希望区間の協定締結に至った場合には、長野国道事務所に対して人員・資機材の投入を優先的に行うことが可能である。





技術資料（記入例） 別添資料⑤

様式4

（用紙A4）

災害時における出勤実績の状況

赤字部は「記入例」です

会社名： ○○○○株式会社

災害協定または契約による災害出勤実績： **あり** なし

※注：どちらか一方に○印を付ける。

災害出勤実績がある場合は下表を記入すること。

番号	出勤年月	災害種別	協力した機関名	協力内容
1	○年○月	<input checked="" type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風・大雨 <input type="checkbox"/> 大雪・凍害 <input type="checkbox"/> その他( )	○○県○○事務所 ○○市 ○○区 等	・震度○の地震が発生したため、県道または市道の道路施設被害調査のため出勤。
2	○年○月	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風・大雨 <input checked="" type="checkbox"/> 大雪・凍害 <input type="checkbox"/> その他( )	○○国道事務所	平成○年○月の大雪の影響により、国道○号の○○地区の除雪作業応援に出勤。
3		<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風・大雨 <input type="checkbox"/> 大雪・凍害 <input type="checkbox"/> その他( )		
4		<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風・大雨 <input type="checkbox"/> 大雪・凍害 <input type="checkbox"/> その他( )		

※注) 平成20年4月1日以降に災害協定または契約により災害時に出勤したものを記入の対象とする。

※注) 契約書または請書を添付すること。

※注) 上表の災害種別の欄は、該当項目をクリックし口内に✓点を記入されたい。なお、その他を選択した場合は( )内に事象を記入すること。

※注) 上表に記載しきれない場合は、適宜行を挿入のこと。

注)について特に注意してください

# 技術資料（記入例） 別添資料⑤

様式5（赤字の記入例を消去して黒字で記入下さい。）

（用紙A4）

## 工事の施工実績

会社名：〇〇〇〇株式会社

●工事の施工実績を下表へ記入すること。

工事名称等	工事名	〇〇〇〇〇〇工事	(CORINS登録番号)
	発注機関名	国土交通省 関東地方整備局 〇〇事務所 等	
	施工場所	長野県〇〇市〇〇町地先～長野県〇〇市〇〇町地先	
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
	受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇JV(出資比率〇〇%)	
工事概要	分野	一般土木、アスファルト舗装、維持修繕 等	
	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土工 〇〇m<sup>3</sup></li> <li>・排水工 〇〇m</li> </ul>	
	施工条件	夜間施工、湧水期施工、〇〇〇と近接施工(離隔〇m) 等	

※注) 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出する。(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。)。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出する

# 技術資料（記入例） 別添資料⑤

様式6（赤字の記入例を消去して黒字で記入下さい。）

（用紙A4）

## 協定締結希望区間と希望理由

会社名：〇〇〇〇株式会社

●協定締結希望区間と希望理由を下表へ記入すること。（複数回答可）

希望順位	希望区間					希望理由	
	路線番号	区間番号	地先名		希望区間から 付近の参集場所迄 の直線距離		付近の 参集場所の住所
(記載例) 第〇希望	国道〇号	5	起点	長野県〇〇市〇〇町〇-〇(〇〇交差点)	約1km	(参集場所①) 長野県〇〇市〇〇町	・付近に参集場所があるため ・過去に当該路線で工事を請負った実績があり、現地状況を把握しているため
			終点	長野県〇〇市〇〇町〇-〇(〇〇交差点)			
第1希望			起点				
			終点				
第2希望			起点				
			終点				
第3希望			起点				
			終点				
第4希望			起点				
			終点				
第5希望			起点				
			終点				

- ※注）協定締結の希望区間（複数回答可）と希望理由を記載すること。
- ※注）付近の参集場所から希望区間までの距離を別図（技術資料補足図面）に図示し提出すること。  
（別様式で提出する図面との兼用は可としますが、各様式に記載する番号等は統一して下さい。）
- ※注）欄が不足する場合は適宜挿入のこと。
- ※注）希望区間から付近の参集場所迄の直線距離は、参集場所の代表箇所までの距離を記入する。
- ※注）造園工事施工実績にて応募する場合の協定締結区間は希望区間を管理する出張所管理区間全体とする。



技術資料(記入例) 別添資料⑤

様式8(赤字の記入例を消去して黒字で記入下さい。)

(用紙A4)

業務対応できる設備状況

会社名 : ○○○○株式会社

●業務対応できる設備状況を下表に「○」を記入すること。

番号	設備区分	設備名	記入欄	
			対応可	不可
1	道路照明設備	道路照明設備、歩道橋照明設備 地下道照明設備、トンネル照明設備 等	○	
2	道路情報設備	道路情報表示板、冠水表示板、 ラジオ再放送設備、路側放送設備 等	○	
3	CCTV設備	CCTVカメラ 等		
4	受変電設備	高圧設備、低圧設備、 直流電源設備、非常発電設備 等	○	
5	光ファイバーネットワーク設備	光ファイバー回線 等	○	
6	多重無線通信設備	多重無線装置 短波無線電話装置 等	○	
7	地下道監視設備	CCTVカメラ、非常警報設備 等	○	
8	テレメータ設備	テレメータ観測局装置、雨雪量計、 気温計、風向風速計、 路面凍結検知装置 等		
9	道路防災設備	通行止装置、融雪設備装置 等		○
10	道路排水設備	道路排水設備、地下歩道排水設備、 非常発電設備、遠方監視装置 等	○	
11	道路トンネル非常用設備	警報表示板、非常電話装置、 押ボタン式通報設備、消火栓、 消火ポンプ、消火器 等	○	
12	共同溝附帯設備	排水設備、換気設備 等		
13	非常用井戸設備	井戸ポンプ 等	○	

※注) 各設備毎で記入欄の該当項目に「○」を記入すること。

【凡例】

- ・対応可 : 損傷した設備の状態把握、応急復旧を行える。
- ・不可 : 対応不可

[ ○ / ○ ]

# 技術資料（記入例） 別添資料⑤

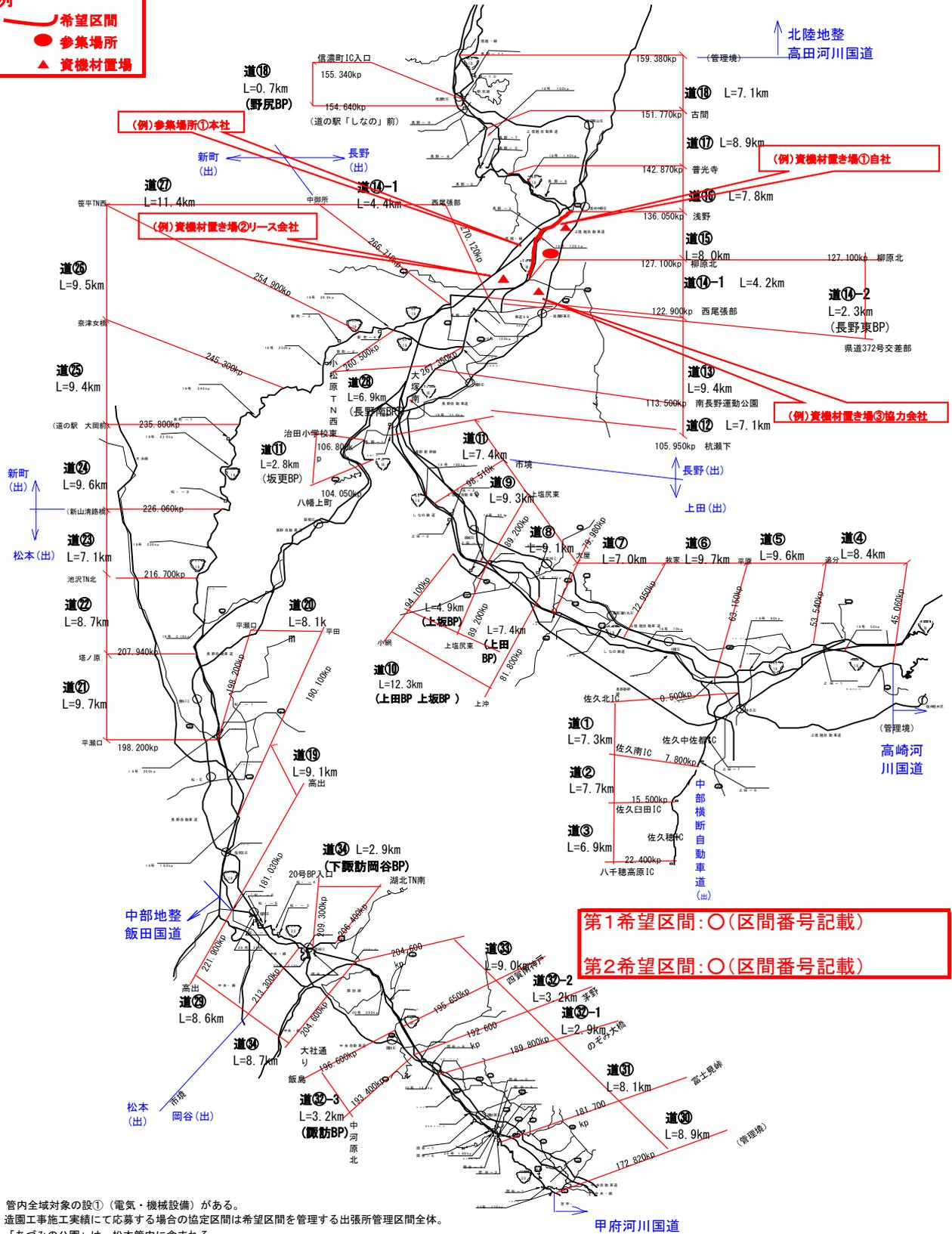
## 区間図：技術資料補足図面（（例）○○建設（株））

「R6-R8災害時における災害応急対策業務に関する協定」（道路構造物関連）実施区間

様式9（記入例を消去して記入下さい。）

**凡例**

- 希望区間
- 参集場所
- ▲ 資機材置場



注1. 管内全域対象の設①（電気・機械設備）がある。  
 注2. 造園工事施工実績にて応募する場合の協定区間は希望区間を管理する出張所管理区間全体。  
 注3. 「あづみの公園」は、松本管内に含まれる。